

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例について

平成31年3月6日

子ども未来部

1 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の改正に伴い、母子支援員の資格要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）の施行により、平成31年度から新たな高等教育機関として「専門職大学」が創設されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）において、施設等に関する職員の資格要件に新たに専門職大学を加える改正がされた。

省令の改正を受け、母子生活支援施設の母子支援員になることができる者に、都道府県知事が指定する学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を加えるもの。

※ 専門職大学とは

大学制度の中に、実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして制度化し、産業界との密接な連携により、専門職業人材の養成強化を図る、平成31年度から創設される実践的な職業教育を行う高等教育機関である。

3 施行期日

平成31年4月1日